

〈NGO・外務省定期協議会 議題／質問状記入シート〉

1. 議題名:

特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて

2. 議題の背景:

特定秘密に指定された外務省所管の情報に、ODAに関わる情報、およびNGOの活動に何らかの形で影響を及ぼす恐れのある情報が含まれている可能性について、NGO関係者は関心を持っており、本協議会でも2014年度第3回で協議事項、2016年度第1回で報告事項として扱ったところである。今回も引き続き、上記に関する直近の状況や外務省の考え方について伺いたい。

3. 議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):

2017年5月19日に閣議決定、国会報告された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に関する報告書」(以下「報告書」)によると、2016年1月1日から12月31日までの間に特定秘密に指定された外務省関連情報の内訳は、①外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報(2-⑭)1件、②国際テロリズムに関し外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報(4-⑥)1件、③国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報(4-⑧)1件、総件数3件であったと報告されている。

これらの情報のなかに、ODAに関する情報、およびNGOの活動に影響を及ぼす恐れのある情報が含まれていないかどうか、NGO関係者は関心を持っているが、「報告書」の記述のみでは判断することができない。

4. 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など):

2016年中に特定秘密に指定された情報のうち、ODAに関わる情報、及びNGOの活動に影響を及ぼす恐れのある情報が含まれているか否か、含まれている場合、どのような情報か、可能な限り具体的に、ご報告をお願いしたい。

また、本件につき議題とした過去2回の協議会では、外務省側から「ODAに関する業務内容については特定秘密に該当しない」旨、明言いただいているが、現時点においてはどのように考えておられるか、伺いたい。また、かねてNGO側からは、原子力規制委員会が核関連情報の不指定方針を文書化した例(2014(平成26)年12月8日同委員会にて決定(※))を挙げて、上記内容が文書化されるのが望ましいと伝えているが、外務省側ではどのように考えられているか、伺いたい。

(※注 <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h26fy/20141208.html> 参照(2017.6.13閲覧))

- 氏名:加藤良太
- 役職:世話人
- 所属団体:秘密保護法NGOアクションネットワーク(NANSL)
- 連絡先:080-3852-9160 / ryotak@mac.com